

青少年スポーツ・文化団体大会等参加自動車借用経費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高森町スポーツ少年団及びそれに準ずる団体（以下「スポーツ少年団等」という。）の大会、合宿及び遠征試合等への参加（以下「大会等参加」という。）に係る自動車借用に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和43年規則第7号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の高森町スポーツ少年団に準ずる団体とは、町が高森町スポーツ少年団と同等の活動補助金を交付している青少年スポーツ・文化団体をいう。

(補助対象事業、補助対象経費及び補助金額等)

第2条 前条に規定する補助金の補助対象事業、補助対象経費及び補助金額は、別表のとおりとする。

2 補助対象自動車は、次の各号のとおりとする。

(1) 11人を超える乗車定員であって、道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条の規定に基づく事業を行う者と契約した中型自動車

(2) 30人を超える乗車定員であって、道路運送法第3条及び第4条の規定に基づく事業を行う者と契約した貸切りの大型自動車

(補助対象事業の要件)

第3条 本要綱により補助対象とする事業の要件は、次の各号のとおりとする。

(1) 中型自動車においては、大会等の参加対象者が11人以上とし、移動先地域は限定しない。

(2) 貸切りの大型自動車においては、大会等の参加対象者が30人以上とし、移動先地域が南信地区を除く長野県内及び長野県外とする。

(補助金の交付手続等)

第4条 補助金の交付手続等に関しては、規則に準じて行う。

附則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助対象自動車	補助金額（1台当たり）
スポーツ少年団等の大会等参加	自動車の借用経費	中型自動車	2分の1以内。ただし、限度額は次のとおりとする。 ・ 県内 1日間 15,000円

			2日間以上 27,500円 ・県外 1日間 17,500円 2日間以上 30,000円
		貸切りの 大型自動車	2分の1以内。ただし、限度額は次のとおりとする。 ・県内（南信地区を除く） 1日間 60,000円 2日間以上 90,000円 ・県外 1日間 70,000円 2日間以上 100,000円